

新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年4月
彦根市

目 次

1	はじめに	1
2	彦根市における流行規模および被害の想定	3
3	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
	（1）新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略	4
	（2）新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	5
	（3）新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	5
	（4）対策推進のための役割分担	6
	（5）行動計画の主要6項目	8
	（6）発生段階	13
4	彦根市対策本部の組織	16
5	各段階における対策	19
	未発生期	20
	海外発生期	24
	県内未発生期	28
	県内発生早期	32
	県内感染期	37
	小康期	42
6	市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策	45
	（資料1）用語解説	47
	（資料2）彦根市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱	51
	（資料3）彦根市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱	52

1 はじめに

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置および新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別措置を定めたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

(2) 取組の経緯

国では、特措法の制定以前から、新型インフルエンザ対策について、平成 17 年に「世界保健機構（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、数次の部分的な改定を行い、平成 25 年 6 月に特措法に基づく「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定した。

滋賀県では、平成 17 年に「滋賀県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定し、部分的な改定を経て、平成 26 年 3 月に特措法に基づく「滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。

彦根市においては、危機管理対策事案として、平成 20 年 11 月に本市において新型インフルエンザ対策行動計画を策定したものであり、今回特措法に基づく「彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定するものである。

(3) 本市行動計画の作成

彦根市は、特措法第 8 条の規定により、滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、「彦根市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「彦根市行動計画」という。）を作成した。

彦根市行動計画は、彦根市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定めているものであり、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、新型インフルエンザ等の対策は国、県、市、事業所および市民が連携して取り組むべきものであり、それぞれの行動計画や業務計画等に基づき適時適切に実施していくことが求められる。

彦根市行動計画の対象となる感染症は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画および滋賀県新型インフルエンザ等対策行動計画と同様に次のとおりである。

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではないが、関連する事案として、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、本市行動計画の参考として「市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」で示す。

2 彦根市における流行規模および被害の想定

新型インフルエンザの流行規模は、科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、次のように想定した。

市内の流行規模は、国の推定値を県・市人口当たりに換算して、医療機関を受診する患者数を約 3 万人と推計した。

新型インフルエンザの流行規模は、国が示した対策行動計画に従い、発症率については、人口の 25% が新型インフルエンザに罹患するとし、死亡率については、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度の場合は致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に、重度の場合は致命率 2.0%と想定した。

これら推計については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象とされたところである。

そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

インフルエンザの 重症度	全国の想定		滋賀県の想定		彦根市の想定 ※	
	中等度	重度	中等度	重度	中等度	重度
発 症 率	25%が発症する		25%が発症する		25%が発症する	
発 症 者 数	約 3,190 万人		約 35 万人		約 2.8 万人	
医 療 受 診 者 数	約 1,300 万人～ 約 2,500 万人		約 14.4 万人～ 約 27.6 万人		約 1.2 万人～ 約 2.2 万人	
入 院 患 者 数 上 限	約 53 万人	約 200 万人	約 5,800 人	約 22,000 人	約 450 人	約 1,700 人
死 亡 者 数 上 限	約 17 万人	約 64 万人	約 1,900 人	約 7,000 人	約 150 人	約 600 人
1 日 あたり 最大 入院 患 者 数	約 10.1 万人	約 39.9 万人	約 1,100 人	約 4,400 人	120 人	490 人

※彦根市内の想定は、市推計人口をもとに算出した。(参考)平成 26 年 4 月 1 日市推計人口(概数)11 万 3 千人

3 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

(1) 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国への進入も避けられないと考えられる。

病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万が一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、市は新型インフルエンザ等については、長期的には、市民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

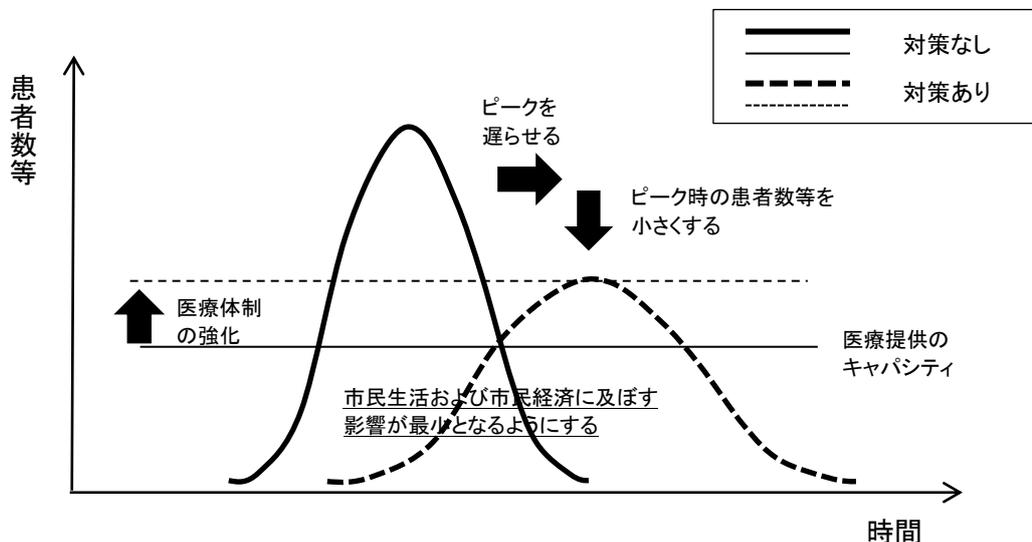
1. 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療提供により、重症者や死亡者数を減らす。

2. 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務または市民生活および県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

[対策の効果 概念図]



(2) 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。国、県、市の各行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢が示されている。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが市民生活および市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用期限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業所の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、事業者による対策だけでは限界があり、事業者や国民一人ひとりが感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃から手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

(3) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市または指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、市行動計画、政府行動計画、県行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

この場合において、次の点に留意する。

① 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

② 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万が一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

③ 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

県対策本部長から市対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、市対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

④ 記録の作成・保存

市は、発生した段階で対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

(4) 対策推進のための役割分担

国の役割	<p>国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体および指定（地方）公共機関が実施する対策を支援し、国全体として万全の態勢を整備する。</p> <p>また、ワクチンやその他医薬品の調査・研究の推進を努めるとともに、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、国際協力の推進に努める。</p> <p>なお、発生時には、政府対策本部が基本的対処方針を決定し対策を推進する。</p>
県の役割	<p>県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が示す基本的対処方針に基づき、区域に係る対策を総合的に推進するとともに、地域医療体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対策を実施する。</p>
市の役割	<p>市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき的確に対策を実施する。</p>

医療機関の役割	<p>新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定および地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。</p> <p>医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。</p>
登録事業者の役割	<p>特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生活および市民経済の安定に寄与する業務を行う市内事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。</p>
指定（地方）公共機関の役割	<p>指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。</p>
一般の事業者の役割	<p>事業者は、発生時に備えて職場における感染対策を行うとともに、発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小されることが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う場合は、感染防止のための措置の徹底が求められる。</p>
市民等の役割	<p>新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実施するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。</p> <p>新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、外出自粛など感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。</p> <p>また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮するよう努める。</p>

(5) 行動計画の主要6項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大の可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」ことならびに「市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小になるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「①実施体制」、「②情報収集」、「③情報提供・共有」、「④予防・まん延防止」、「⑤医療」、「⑥市民生活および市民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、横断的な留意点等については次のとおり。

① 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の国民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市および事業所が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、新型インフルエンザ等対策会議の枠組みを通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局の連携を確保しながら、庁内関係部局一体となった取組を推進する。

さらに、関係部局においては、市内事業者との連携を強化し、発生時に備えた準備を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部および県対策本部を設置した時は、速やかに彦根市新型インフルエンザ等対策本部を設置し、その下で対策全体の基本方針を示し、全庁一体となった対策を講ずる。

また、対策の主体となる県対策本部と連絡調整を行いながら、市での新型インフルエンザ対策を講ずる。

国が特措法に基づき、県内および市内が対象となる新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合、必要な措置を講ずる。

② 情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげ効果的な対策に結びつけることが重要である。

③ 情報提供・共有

(ア) 情報提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業所、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含むことに留意する。

(イ) 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられ

るため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

(ウ)発生前における市民等への情報提供

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、市は、新型インフルエンザ等の予防およびまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに、市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保護衛生部局（福祉保健部・市民環境部）や教育委員会等で連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

(エ)発生時における市民等への情報提供および共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施等について、特に、対策の決定のプロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供にあたっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。

また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受取方が千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワーク（SNS）等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

(オ)情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。

また、提供する情報の内容に応じた適切な者が情報を発信することも重要である。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

④ 予防・まん延防止

(ア)予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

(イ) 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請等を行う。

地域対策・職場対策については、国内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、施設の使用制限の要請等を行う。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連絡体制を整備し、新型インフルエンザ発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、国、県と連携し取組を進める。

(ウ) 予防接種

i) ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元になるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

ii) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条の規程に基づき、「医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため」行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに臨時に行われる予防接種をいう。特定接種対象となり得る者

は以下のとおりである。

- ・「医療の提供の業務」または「国民生活および国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。
- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療従事者②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護・福祉事業者）④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

なお、上記対象者のうち本市職員においては、市が実施主体となり原則として集団的接種を実施する。

iii) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして、住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がされている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がされていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。

事前に基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がされている事態においては柔軟な対応が必要となることから発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

特定接種対象者以外の接種者については下記のとおりである。

- 1 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有するもの
 - ・妊婦
- 2 小児（15 歳までの者。1 歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- 3 成人・若年者（15 歳以上 65 歳未満の者）
- 4 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされた場合、国民生活および国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定している。

[接種順位に対する国の基本的な考えかた]

1 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②成人・若年者③小児④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②高齢者③小児④成人・若年者

- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

2 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児②医学的ハイリスク者③成人・若年者④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児②医学的ハイリスク者③高齢者④成人・若年者

3 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②小児③成人・若年者④高齢者

- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者②小児③高齢者④成人・若年者

iv) 住民接種の接種体制

住民接種については、市を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行なえるよう接種体制の構築を図る。

v) 留意点

「特定接種」と「住民接種」については、危機管理事態における二つの予防接種全体のあり方に係る政府対策本部の決定を受けて、実施する。

vi) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行なうため必要があると認めたときは、医療関係者に対して必要な協力を要請または指示を行う。

⑤ 医療

医療については、県が実施する対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。

⑥ 市民生活および市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの市民が患するとともに、各地域での流行が約8週間程度続くといわれており、市民生活および市民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活および市民経済への影響が最小限となるよう、国、県、市、医療機関等は特措法や感染症法等に基づき、相互に連携を図りながら事前に十分準備を行うことが重要である。

(6) 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対策方針を定めておく必要がある。

彦根市行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、市内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。国全体での発生段階の移行についてはWHOのフェーズの引上げおよび引下げを参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

市における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国、県と協議の上で、市長が判断するものとする。

国、県、市、関係機関等は、行動計画で定められた対策を段階に応じて実施する。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

[市行動計画の発生段階とWHOのフェーズの対応表]

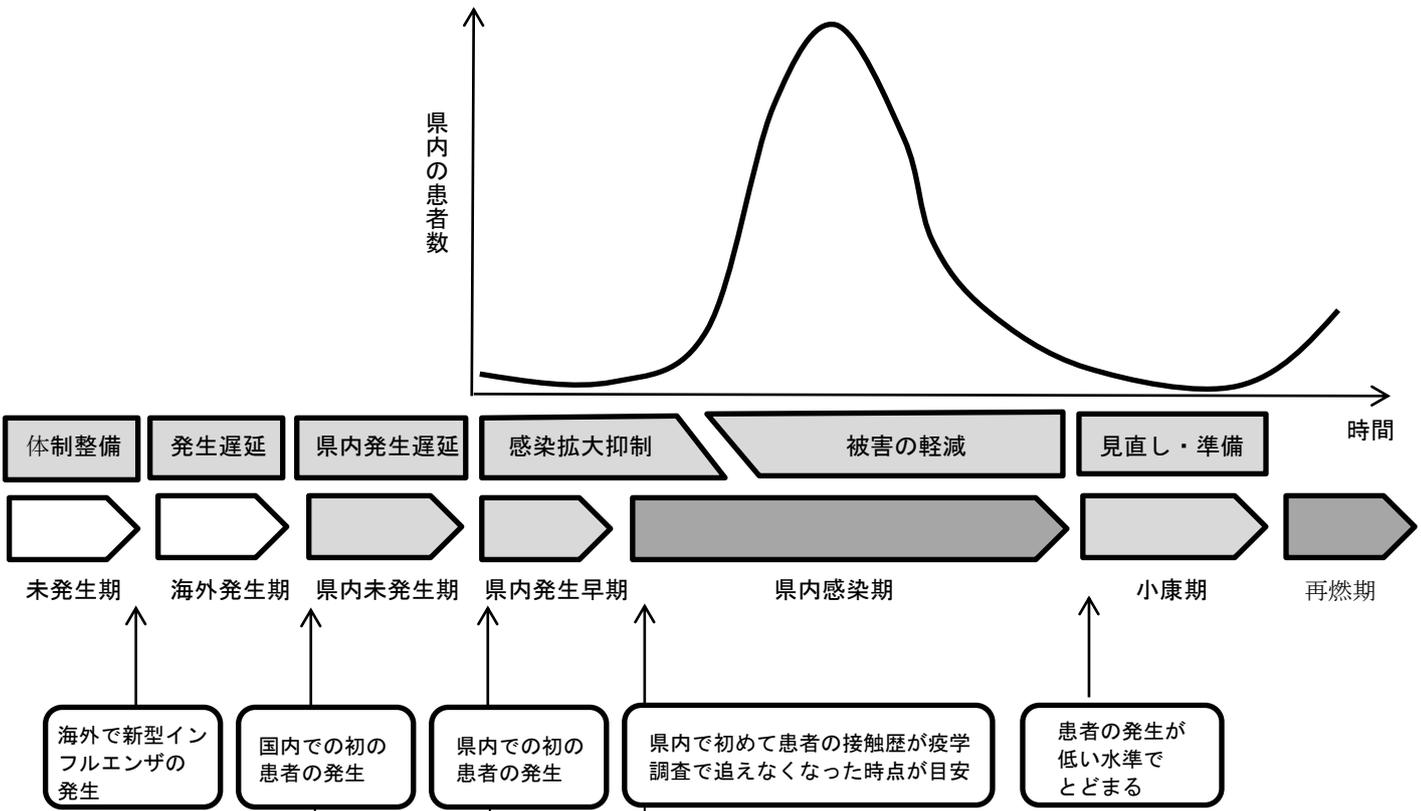
本行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ1, 2, 3
海外発生期	フェーズ4, 5, 6
県内未発生期	
県内発生早期	
県内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

[発生段階]

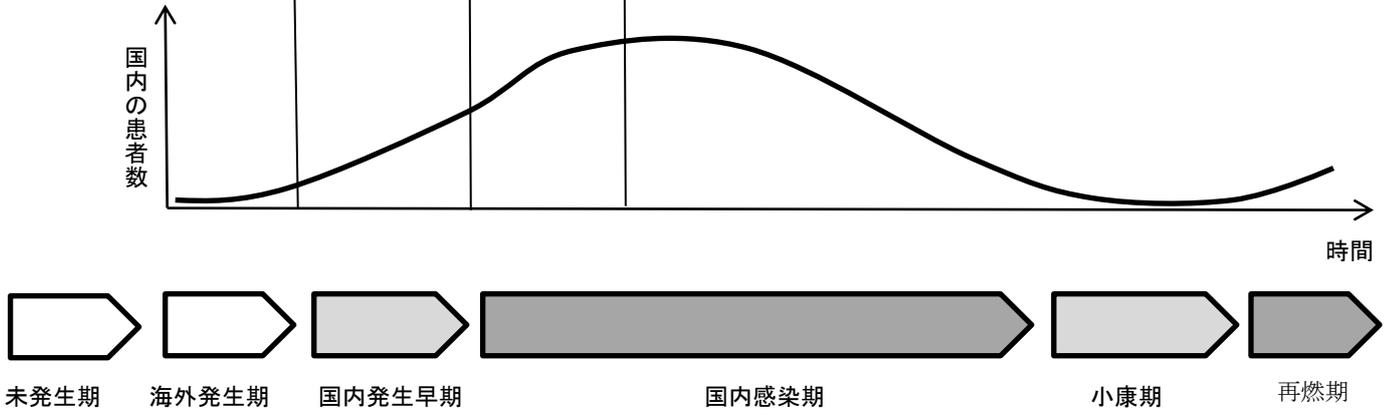
発生段階	状態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	(国内発生早期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
県内感染期	県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少	(国内感染期) 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者が減少し、低い水準でとどまっている状態	

県および国内における発生段階

滋賀県における発生段階



国内における発生段階



4 彦根市対策本部の組織

(1) 彦根市新型インフルエンザ等対策本部の設置

新型インフルエンザ等が国内で発生し、国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」をした場合、速やかに彦根市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置する。

また、緊急事態宣言がなされていない場合での、市長が必要と判断した場合は、対策本部を設置する。（この場合、法律に基づかない任意の設置となる。）

① 編成（対策本部）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教 育 長 危 機 管 理 監 企 画 振 興 部 長 総 務 部 長 市 民 環 境 部 長 福 祉 保 健 部 長 産 業 部 長 都 市 建 設 部 長 上 下 水 道 部 長 会 計 管 理 者 教 育 部 長 文 化 財 部 長 消 防 長 市 立 病 院 長 議 会 事 務 局 長 市立病院事務局長 その他、本部長が指名する市職員



各 部 局

② 各部署の任務分担

部 局	任 務 分 担
総 務 部	<ul style="list-style-type: none"> 対策本部設置および運営に関すること。 関連情報および活動の情報の収集、伝達、集約に関すること。 各部局間の総合調整および統制に関すること。 緊急事態発生の通報受理および伝達に関すること。 ライフライン事業者との連携に関すること。 職員の健康管理、感染予防に関すること。 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関すること。 市役所業務および事業の継続ならびに見直しに関すること。 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。 活動人員に対する食料や飲料水等の提供に関すること。 職員の派遣要請等に関すること。 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること。 車両の調達等、本部機能維持のための必要な資機材に関すること。 所管施設における感染および感染拡大防止に関すること。

福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連情報および活動の情報の収集、伝達、集約に関すること。 ・ 新型インフルエンザに関する実務的対策全般の推進に関すること。 ・ 新型インフルエンザに関する医学的な情報の収集および関係機関との連絡調整に関すること。 ・ 市民に対する情報提供および啓発に関すること。 ・ 市民からの相談等の対応に関すること。 ・ 緊急事態発生の通報受理および伝達に関すること。 ・ 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関すること。 ・ 感染症に関する法令等の運用に関すること。 ・ 国、県、他市町等との連絡調整に関すること。 ・ 医師会および医療機関との連絡調整に関すること。 ・ 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関すること。 ・ 新型インフルエンザワクチンの接種（特定接種、住民接種）に関すること。 ・ 幼稚園・保育所等における感染および感染拡大防止に関すること。 ・ 要援護者に対する支援に関すること。 ・ 子どもおよび保護者に対する感染予防対策に関すること。 ・ 社会福祉施設における感染予防対策に関すること。 ・ 所管施設における感染および感染拡大防止に関すること。
企画振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する情報提供および啓発に関すること。 ・ 報道機関との連絡調整に関すること。 ・ 関連情報の発表に係わる総合調整に関すること。 ・ 関連情報の広報に関すること。 ・ 市民に対する情報提供および啓発に関すること。
産 業 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連情報および活動の情報の収集、伝達、集約に関すること。 ・ 産業団体との連絡および調整に関すること。 ・ 電力・ガス等ライフライン関係企業への連絡に関すること。 ・ 観光施設における感染予防対策に関すること。 ・ 所管施設における感染および感染拡大防止に関すること。
市民環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民（外国人）に対する情報提供および啓発に関すること。 ・ 遺体の火葬または埋葬に関すること。 ・ 焼却場、最終処分場の機能維持に関すること。 ・ 関係行事の調整、自粛等に関すること。 ・ 市内各町内会等との連絡調整に関すること。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校における感染および感染拡大防止に関すること。 ・ 児童、生徒および保護者に対する啓発等に関すること。 ・ 学校医との連絡調整に関すること。 ・ 臨時休校等に関すること。

都市建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市営住宅における感染予防対策に関すること。 ・ 公共交通機関における感染および感染予防対策に関すること。 ・ 公共交通機関との連絡調整に関すること。
上下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道事業および下水道事業の要員の確保および水道の安定供給に関すること。 ・ 所管施設における感染および感染拡大防止に関すること。
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各発生段階における搬送、連絡体制に関すること。 ・ 収容医療機関の情報収集等に関すること。 ・ 患者搬送後の感染廃棄物の適切な処理に関すること。 ・ 感染拡大期における消防、救急業務に関すること。 ・ 所管施設における感染および感染拡大防止に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員との連絡調整に関すること。 ・ 市議会議員への情報提供に関すること。

5 各段階における対策

発生段階ごとに、状況、目的、対策の考え方、主要 6 項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期が段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安としてとらえるとともに、国が示す基本的対処方針等を踏まえて必要な対策を柔軟に選択し実施する。

なお、鳥インフルエンザ（鳥から人に感染したもの）は特措法の対象ではないが、国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応については、「6 市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策」（P 4 5）による対応をとるものとする。

未発生期

状態	○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への接続的な感染は見られない状態。
目的	○ 発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	① 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画等を踏まえ、県等と連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ② 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制**(1)－1 行動計画の作成**

特措法の規程に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画または大流行時に継続すべき優先業務や人員配置計画を定めた「業務継続計画」の策定を行い、必要に応じて見直していく。(総務部、福祉保健部、全部局)

(1)－2 体制の整備および国、県との連携

- ① 市は、新型インフルエンザ等対策に対する全庁的な取組を推進するため、「彦根市新型インフルエンザ等対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置し、関係部局における認識の共有を図るとともに、関係部局間の連携を強化し、一体となった対策を推進する。(全部局)
- ② 国や県、他の市町村、関係機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素から情報交報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。(総務部、福祉保健部)

(2) 情報収集**(2) 情報収集**

- ① 市は、新型インフルエンザや鳥インフルエンザ等に関する国内外の情報を収集する。また市内内外の情報を収集し、情報を得た場合には、速やかに県に報告する。(総務部・福祉保健部・産業部)
- ② 県内外のインフルエンザ発生状況については「感染症発生動向調査（IDWR）」で、また県内の市内内外の発生状況については、「滋賀県感染症情報センター」で状況を把握する。(総務部・福祉保健部・産業部)

- ③ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査については、国立感染症研究所の「学校欠席者情報収集システム」によりインフルエンザの流行状況を把握する。（総務部・福祉保健部、教育委員会）
- ④ 医療機関や学校、社会福祉施設、公共施設から情報を収集し、また厚生労働省が提供されている「施設別発生状況」を確認し、市内のインフルエンザ発生状況を把握する。（総務部・福祉保健部）

（3）情報提供・共有

（3）-1 継続的な情報提供

- ① 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、市ホームページや広報紙の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。（総務部・福祉保健部）
- ② 手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。（総務部・福祉保健部・関係部局）

（3）-2 情報提供体制整備等

- ① 新型インフルエンザ等発生時に発生状況に応じた市民への情報提供の内容や媒体等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。また、新型インフルエンザ等の発生状況等についてメディア等への十分な説明を行うため、広報担当者を置く。（総務部・福祉保健部・企画振興部）
- ② 各種広報等を通じ、新型インフルエンザ等対策に関する情報提供を行うとともに、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。また、新型インフルエンザ等の発生時に備え、情報提供に利用可能な媒体・機関について検討する。（総務部・福祉保健部・企画振興部・市民環境部）
- ③ 市は、新インフルエンザ等発生時に、市民からの相談や問い合わせに対応できるよう相談窓口を設置する体制を準備する。（総務部・福祉保健部）

（4）予防・まん延防止

（4）-1 対策実施のための準備

（4）-1-1 個人における対策の普及

- ① 学校や福祉施設、公共施設、公共交通機関を利用する市民に対して、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。（総務部・福祉保健部・関係部局）
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。（総務部・福祉保健部）

（4）-1-2 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための準備を

行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(総務部・福祉保健部)

(4)－1－3 水際対策

市は、検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、関係機関との連携を強化する。(総務部・福祉保健部)

(4)－1－4 資機材の備蓄

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資および資材を備蓄する。(総務部・福祉保健部)

(4)－2 予防接種

(4)－2－1 事業者の登録

- ① 市および県は、国が作成した特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、事業者に対し、登録作業に係る周知を行うこと等に協力する。(福祉保健部)
- ② 市および県は、国が、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。(福祉保健部)

(4)－2－2 接種体制の構築

(4)－2－2－1 特定接種

市は、国、県の要請を受け、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、庁内の接種体制を構築する。(総務部・福祉保健部)

(4)－2－2－2 住民接種

- ① 特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき市が実施する、市内に居住する者に対する速やかなワクチン接種のための体制を構築する。(福祉保健部)
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める。県は、そのための技術的な支援を行う。(総務部・福祉保健部)
- ③ 市は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(総務部・福祉保健部)

(4)－2－3 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。(総務部・福祉保健部・企画振興部)

(5) 医療

県が実施する次の対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。(総務部、福祉保健部)

(5)－1 市内医療体制の整備

- ① 医療体制の確保について、医師会、医療機関等と連携し、医療体制の整備を進める。

- ② 保健所を中心として、医師会・薬剤師会、指定（地方）公共機関および協力医療機関、薬局、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、関係者と密接に連携を図りながら実情に応じた医療体制搬送体制の整備を推進する。

(5)－2 市内感染期に備えた医療の確保

- ① 全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請するとともに、感染者とそれ以外の患者との接触防止策などの院内感染の対策を進める。
- ② 入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握する。
- ③ 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。
- ④ 社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。
- ⑤ 市内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防本部に要請するとともに、必要な支援を行う。（消防、総務部、福祉保健部）

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

(6)－1 業務計画等の策定

市は、市内の公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務縮小について計画を策定する等、十分な事前の準備を行うよう要請するとともに、業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。（全部局）

(6)－2 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

市は、市内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続を決めておく。（福祉保健部）

(6)－3 火葬能力等の把握

国や県と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。（総務部・福祉保健部・市民環境部）

(6)－4 物資および資材の備蓄等

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資および資材を備蓄等し、または施設および設備を整備等する。（総務部・福祉保健部）

海外発生期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ○ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の県内、市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ② 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ② 対策の判断に役立てるため、国際的な連携の下で、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集が国により行われる。市は、国、県との連携を図り、情報収集を行う。 ③ 市内で発生した場合には早期に発見できるよう、県内の情報収集体制を強化し、市内で発生した場合に備える。 ④ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内発生した場合の対策についての確かな情報提供を行い、公共機関、医療機関、事業者、市民に準備を促す。 ⑤ 市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活および市民経済の安定のための準備、予防接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制**(1) 市の体制強化**

- ① 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、国や県からの情報を元に、必要に応じて今後の対策を検討する。(総務部、福祉保健部)
- ② 市は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、県が対策本部を設置した時は、必要に応じて市長を本部長とする市対策本部を設置し、国が決定した基本的対処方針を確認し、県および市行動計画に基づく事前準備をする。

(2) 情報収集**(2) 情報収集**

- ① 市は、引き続き、インフルエンザ等の発生状況、疫学情報(症状、症例定義、致命率等)、治療法に関する情報(抗インフルエンザウイルス薬の有効性)、ワクチンの有効性・安全性等に関する情報を収集する。(総務部・福祉保健部)
- ② 引き続き「感染症発生動向調査(IDWR)」や「滋賀県感染症情報センター」により、県内外

の感染状況を確認する。(総務部・福祉保健部)

- ③ 市は、感染拡大を早期に探知するため、学校、社会福祉施設、事業所等でのインフルエンザの集団発生の把握を「学校欠席者情報収集システム」や「厚労省の施設別発生状況」で確認し、強化する。(総務部・福祉保健部・教育委員会・関係部局)

(3) 情報提供・共有

(3)－1 情報提供

市は、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、市内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、関係部局のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。(総務部・福祉保健部・企画振興部・関係部局)

(3)－2 相談窓口等の設置

- ① 市は、国、県から情報提供されるQ&Aをもとに、住民からの一般的な問い合わせに対応し、適切な情報提供を実施する。また、国、県からの要請により相談窓口を設置する。(総務部・福祉保健部)
- ② 市は、市民から寄せられる問い合わせ、関係機関や他市等から寄せられる情報の内容を踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。(総務部・福祉保健部・関係部局)

(3)－3 情報共有

市は、国や県および関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行い、メール等による対策の理由、プロセス等の共有を行う。(総務部・福祉保健部)

(4) 予防・まん延防止

(4)－1 市内でのまん延防止対策の準備

市は、市民に対して、引き続き、インフルエンザの基本的な感染予防策（手洗い、うがい、マスクの着用等）の周知の徹底を図る。(総務部・福祉保健部)

(4)－2 感染症危険情報の発出等

市は、市民や市内業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請する。(総務部・福祉保健部・企画振興部)

(4)－3 予防接種

(4)－3－1 接種体制

(4)－3－1－1 特定接種

市は、国の基本的対処方針に定める具体的運用を踏まえ、国、県と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行い、県を通じて特定接種者数を報告する。(総務部・福祉保健部)

(4)－3－1－2 住民接種

- ① 市は、国が、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく住民接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国、県と連

携して、接種体制の準備を行う。(福祉保健部)

- ② 市は、県の要請を受け、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。(福祉保健部)

(4) - 3 - 2 情報提供

市および県は、ワクチンの種類・有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報や相談窓口について、市民に対し積極的に情報提供を行う。(福祉保健部・企画振興部)

(5) 医療

県が実施する次の対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組みに適宜協力する。(福祉保健部)

(5) - 1 医療体制の整備

県は、国の要請に基づき、以下の対策を実施する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、県は帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県は、医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

(5) - 2 帰国者・接触者相談窓口の設置

県は、国の要請に基づき、以下の対策を実施する。

- ① 県は、帰国者・接触者相談センターを各保健所に設置する。
- ② 県は、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5) - 3 医療機関等への情報提供

県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等が国から提供された場合には、医療機関および医療従事者に迅速に提供する。

(5) - 4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ① 県は、県内における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量の把握を行う。
- ② 県は、医療機関に対し、必要な場合には県が備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

(6)－1 事業者の対応

- ① 市は、県の指示に従い、市内の事業所に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係部局)
- ② 公共機関は、その業務計画を踏まえ、市、県および国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係部局)

(6)－2 遺体の火葬・安置

市は、県からの要請で、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(総務部・福祉保健部・市民環境部)

県 内 未 発 生 期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ○ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ① ウイルスの市内侵入をできるだけ遅らせ、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ② 市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考 え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 国内での新型インフルエンザ等発生状況を的確に把握するため、県、国との連携を図り、継続的な情報収集を行う。 ② 新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等について、情報収集を行う。 ③ 海外および国内での発生状況について、市民に注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、公共機関、医療機関、事業者、市民に準備を促す。

(1) 実施体制

(1) 実施体制

- ① 国内で新型インフルエンザ患者等が発生し、国内県発生早期に入ったことを県が宣言した場合、国が決定する基本的対処方針、県および市行動計画等に基づき、対策を協議、実施する。(全部局)
- ② 国内で新型インフルエンザ患者等が発生し、政府対策本部および滋賀県対策本部が設置された場合は、必要に応じて任意の市対策本部を設置し、対応を協議・決定する。
- ③ 保健所や医師会、医療機関、消防本部、近隣市町等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、市内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、市内感染に備える。(全部局)
- ④ 業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限とする。また、サービスや事業を縮小・延期等する場合は、市民への周知を図り、混乱を招かないようにする。(全部局)

(1)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、国内で緊急事態宣言がされた場合、特措法第 34 条による市対策本部を直ちに設置する。

(2) 情報収集

(2) 情報収集

- ① 感染拡大を早期に探知するため、引き続き「学校欠席者情報収集システム」により、学校等における欠席者の情報（学級・学校閉鎖等）を収集するとともに、「厚労省の施設別発生状況」により、学校・幼稚園・保育所等における発生状況を把握する。(総務部・福祉保健部・教育委員会・関係部局)

② 市は、県と連携し、引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況をできるだけリアルタイムで把握し、疫学情報（症状、症例定義、致命率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）、ワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。（総務部・福祉保健部）

（３）情報提供・共有

（３）－１ 情報提供

- ① 海外発生期に引き続き、市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（総務部・福祉保健部・企画振興部・関係部局）
- ② 市は、特に、個人一人ひとりがとるべく行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。（福祉保健部・教育委員会・関係部局）

（３）－２ 相談窓口等の設置

引き続き市は、国、県からの要請により、相談窓口の設置を実施し、市民から寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。（総務部・福祉保健部・関係部局）

（３）－３ 情報共有

引き続き市は、国や県および関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。（総務部・福祉保健部）

（４）予防・まん延防止

（４）－１ 市内でのまん延防止策の準備

市は、直接、住民および事業者等に対して次の要請を行う。

- ① 市民、福祉施設等に対し、引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等、周知徹底を図る。（関係部局）
- ② 引き続き、幼稚園・保育所・小中学校等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。（関係部局）
- ③ 引き続き、公共施設や市営住宅の感染予防対策を進める。（関係部局）
- ④ 引き続き、公共交通機関の感染予防対策を進める。（関係部局）

（４）－２ 市内へのウイルス侵入の防止対策

- ① 市は、必要に応じ、市民に対し、可能な限り発生地域への外出を控えるよう理解促進を図る。（総務部・福祉保健部・企画振興部）
- ② 市内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者

への対応について、県と連携し準備を進める。(総務部・福祉保健部)

(4)－3 予防接種

(4)－3－1 特定接種

- ① 引き続き市は、国、県の基本的対処方針に定める具体的運用を踏まえ、国、県と連携して、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(総務部・福祉保健部)
- ② 市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。(総務部・福祉保健部)

(4)－3－2 住民接種

- ① 引き続き市は、国、県が発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、特措法第46条に基づく臨時接種または予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の準備を開始したときには、国、県、医師会や医療機関と連携して、接種体制の準備を行うとともに、その接種に関する情報提供を開始する。(福祉保健部・関係部局)
- ② 引き続き市は、国が示す接種順位等の情報を基に、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進めるとともに、その接種に関する情報提供を開始する。(福祉保健部・企画振興部・関係部局)
- ③ ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。(福祉保健部)

(4)－3－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、住民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規程により、予防接種法第6条第1項の規程による臨時の予防接種を実施する。

(5) 医療

県が実施する次の対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。(福祉保健部)

(5)－1 医療体制の整備

- ① 県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制を継続する。
- ② 引き続き、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県は医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 引き続き県は、帰国者・接触者外来を有する医療機関やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者または疑い患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

(5)－2 帰国者・接触者相談窓口の設置

引き続き県は、帰国者・接触者相談センターを保健所に設置し、帰国者・接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

(5)－3 患者への対応等

県は、関係者および関係機関に次の点を要請する。

- ① 県は、新型インフルエンザ等疑い患者に対しては原則として、感染症法に基づき感染指定医療機関等に移送し、入院勧告を行うよう要請する。
- ② 県は、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であって個人防護具を着用せずに患者と接触した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(5)－4 医療機関等への情報提供

引き続き県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等が国から提供された場合には、医療機関および医療従事者に迅速に提供する。

(5)－5 抗インフルエンザウイルス薬

県内感染期に備え、引き続き県は、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者または救急隊員等搬送従事者等には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

(6)－1 事業者の対応

- ① 引き続き市は、県の指示に従い、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。(関係部局)
- ② 引き続き公共機関は、その業務計画を踏まえ、市、県および国と連携し、事業継続に向けた準備を行う。(関係部局)

(6)－2 遺体の火葬・安置

市は、県からの要請で、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。(総務部、福祉保健部、市民環境部)

県 内 発 生 早 期

状 態	○ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、すべての患者の接触を疫学調査で追うことができる状態。
目 的	① 県内での感染拡大をできる限り抑える。 ② 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対 策 の 考 え 方	① 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策等を行う。 ② 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 ③ 県内感染期への移行に備えて、市民生活および市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。 ④ 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

(1) 実施体制

- ① 市対策本部は、県内発生早期に入ったことを宣言するとともに、国の基本対処方針および県および市行動計画等に基づき、対策を協議、実施する。(全部局)
- ② 市内未発生期であっても、近隣市町等で患者発生があった場合、市対策本部は、必要に応じ市内発生期における実施対策について協議、実施する。(全部局)

<p>(1)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされ、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき区域として県内が指定された場合、市は、国の定める基本的対処方針および市行動計画に基づき、県と協力し、対策を実施する。(全部局) ② 市は、緊急事態宣言がされた場合、特措法第 34 条による市対策本部を直ちに設置する。(全部局)
--

(2) 情報収集

(2) 情報収集

感染拡大を早期に探知するため、引き続き「学校欠席者情報収集システム」により、学校等における欠席者の情報（学級・学校閉鎖等）を収集するとともに、「厚労省の施設別発生状況」により、学校・幼稚園・保育所等における発生状況を把握する。(総務部・福祉保健部・教育委員会・関係部局)

(3) 情報提供・共有

(3)－1 情報提供

- ① 引き続き市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(総務部・福祉保健部・企画振興部・関係部局)
- ② 市は、特に、個人一人ひとりがとるべく行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・幼稚園・保育所等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(福祉保健部・教育委員会・関係部局)
- ③ 引き続き市は、国、県からの要請により、相談窓口の設置を実施し、市民から寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。(総務部・福祉保健部・関係部局)
- ④ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部および厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。(総務部・福祉保健部・企画振興部)

(3)－2 情報共有

引き続き市は、国や県および関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達、対策の現場の状況把握および報告を行う。(総務部・福祉保健部)

(3)－3 相談窓口の充実・強化

引き続き市は、相談窓口等の充実・強化を図る。(総務部・福祉保健部)

(4) 予防・まん延防止

(4)－1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、感染症法に基づき、患者の同居者や濃厚接触者に対しては、国や県と連携し対応を行う。(福祉保健部)
- ② 市は、県が行う次の対策に協力する。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、また、国の要請を受けて、事業所に対して時差出勤の実施等の基本的な感染対策や当該感染症が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係部局)
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・幼稚園・保育所等における感染対策の実施を資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級・学校閉鎖等)を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。(関係部局)
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。(関係部局)

- ③ 市は、県が実施する、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策の強化に協力する。(関係部局)

(4)－2 予防接種（住民接種）

- ① 市は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国、県の要請に応じて、接種に関する情報提供を開始する。(福祉保健部・関係部局)
- ② 市は、市の実施する集団的接種に対し、県と連携を図る。(福祉保健部)
- ③ 市は、住民への接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえて国が接種順位を決定し、ワクチン供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、接種を開始する。(福祉保健部・関係部局)
- ④ 市は、接種の実施にあたり、県および国と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、市に居住する者を対象に集団的接種を行う。(福祉保健部・関係部局)

(4)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(4)－3－1 緊急事態宣言がされている場合には、市は、上記の対策に加え、必要に応じ、県が実施する次の対策に協力する。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態において、県は、国の基本的対処方針に基づき、必要に応じ、下記の措置を講じる。

・特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治療までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや、基本的な感染対策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町単位、都道府県内のブロック単位）とすることが考えられる。

・特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、幼稚園・保育所等（特措法施行例第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

・特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、幼稚園・保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため、特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 人口密度が低く、交通量が少なく、自然障壁等による、人の移動が少ない山間地域などにおいて新型インフルエンザ等は、世界で初めて確認された場合、県は、直ちに集中的な医療資源の投入、特措法第 45 条および感染症法に基づく措置などを活用した地域における重点的な感染対策の実施について検討を行い、国と協議し、結論を得る。

(4)－3－2 住民接種

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規程により、予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する。(福祉保健部・関係部局)

(5) 医療

県が実施する次の対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組みに適宜協力する。(福祉保健部)

(5)－1 医療体制の整備

県は、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談窓口における相談体制を継続する。また、患者等が増加してきた段階においては、国からの要請を踏まえ、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

(5)－2 患者への対応等

- ① 県は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ② 県は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者および医療従事者または救急隊員等であって、十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

(5)－3 医療機関等への情報提供

引き続き県は、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等が国から提供された場合には、医療機関および医療従事者に迅速に提供する。

(5)－4 抗インフルエンザウイルス薬

県内感染期に備え、引き続き県は、国と連携し、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請する。

(5)－5 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、医療機関ならびに医薬品もしくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定（地方）公共機関は、業務計画に定めるところにより、医療または医薬品もしくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

(6)－1 市民、事業者の対応等

- ① 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(関係部局)
- ② 市内の事業者に対し、県の指示に従い、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係部局)

(6)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

(6)－2－1 水道・ガスの安定供給、安定した下水処理

消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水およびガスの安定的かつ適切な供給、安定した下水処理のために必要な措置を講ずる。(関係部局)

(6)－2－2 生活関連物資等の価格の安定等

市民生活および市民経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民から相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(産業部)

県内感染期

状態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ○ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的	<ul style="list-style-type: none"> ① 健康被害を最小限に抑える。 ② 市民生活および市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ① 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 ② 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。 ③ 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため、必要なライフライン等の事業活動を継続させる。また、その他の社会活動をできる限り継続させる。 ④ 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。 ⑤ 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1) 実施体制

- ① 市対策本部は、市全体として市内感染期に入ったことを宣言するとともに、県の対策方針および市行動計画等に基づき対策を協議、実施する。(全部局)
- ② 業務継続計画により業務を遂行し、市民への行政サービスの低下を最小限にする。またサービスや事業の縮小、延期等を行う場合は、市民への周知を図り、混乱を招かないようにする。(全部局)

(1)－2 実施体制	<p>緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合において、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置を必要に応じて活用する。</p>
-------------------	---

(2) 情報収集

(2) 情報収集

感染拡大を早期に探知するため、引き続き「学校欠席者情報収集システム」により、学校等における欠席者の情報(学級・学校閉鎖等)を収集するとともに、「厚労省の施設別発生状況」により、学校・幼稚園・保育所等における発生状況を把握する。(総務部・福祉保健部・教育委員会・関係

部局)

(3) 情報提供・共有

(3)－1 情報提供

- ① 引き続き市は、市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。(総務部・福祉保健部・企画振興部・関係部局)
- ② 引き続き市は、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動状況についても、情報提供する。(福祉保健部・教育委員会・関係部局)
- ③ 引き続き市は、市民から相談窓口寄せられる問い合わせ、関係機関から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているのかを把握し、次の情報提供に反映する。(総務部・福祉保健部・関係部局)

(3)－2 情報共有

引き続き市は、国や県および関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、他の市町、都道府県での流行や対策の状況的確に把握する。(総務部・福祉保健部)

(3)－3 相談窓口の充実・強化

引き続き市は、相談窓口等の継続を行う。(総務部・福祉保健部)

(4) 予防・まん延防止

(4)－1 市内でのまん延防止対策

- ① 市は、県が行う次の対策に協力する。
 - ・住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、また、国の要請を受けて、事業所に対して時差出勤の実施等の基本的な感染対策や当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(関係部局)
 - ・市内事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。(関係部局)
 - ・ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施を資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業(学級・学校閉鎖等)を適切に行うよう、学校の設置者に要請する。(総務部・福祉保健部・教育委員会)
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど、適切な感染対策を講ずるよう要請する。(関係部局)
- ② 市は、県が実施する、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を引き続き強化するよう要請する。(関係部局)

(4)－2 予防接種

- ① 市は、予防接種法第6条第3項に基づく接種を引き続き実施する。(福祉保健部・関係部局)
- ② 市民に対し、国が決定した優先接種対象者等に関する情報提供を継続して実施する。(福祉保健

部・関係部局)

(4)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

(1) 市は、上記の対策に加え、必要に応じ、県が実施する次の対策に協力を行う。

① 外出制限

県知事が特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請を行うことに協力する。(関係部局)

② 施設の使用制限

県知事が特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、幼稚園・保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期）の要請を行うことに協力する。(関係部局)

③ 施設の使用制限等（②以外の施設）

- ・県知事が特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、幼稚園・保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行うことに協力する。(関係部局)

- ・県が特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限または基本的な感染予防策の徹底の要請を行うことに適宜協力する。(関係部局)

(2) 住民接種

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定により、予防接種法第 6 条第 1 項の規定による臨時の予防接種を実施する。(福祉保健部・関係部局)

(5) 医療

県が実施する次の対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。(福祉保健部)

(5)－1 患者への対応等

① 県は、帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センターおよび感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。

② 県は、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

③ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、県は、国が示す対応方針を周知する。

④ 県は、医療機関の従業員の勤務状況および医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等や、その他の疾患に係る診療が継続されるように調整する。

- ⑤ 地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、地域医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめるなどして市民への周知を図る。

(5)－2 医療機関等への情報提供

引き続き県は、国等からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関および医療従事者に迅速に提供する。

(5)－3 在宅で療養する患者への支援

市は、国および県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(5)－4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

県、市は、国と連携し、市内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止および衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し、外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度である在宅療養を行うことが困難であり、入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

(6)－1 市民、事業者の対応等

- ① 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。(関係部局)
- ② 市内の事業者に対し、県の指示に従い、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を開始するよう要請する。(関係部局)
- ③ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、市民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(総務部、企画振興部)

(6)－2 緊急事態宣言がされている場合

緊急事態宣言がされている場合には、市は、上記の対策に加え、必要に応じ、県が実施する以下の対策に協力する。

(6)－2－1 水道・ガスの安定供給、安定した下水処理

引き続き消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において、水およびガスの安定的かつ適切な供給、安定した下水処理のために必要な措置を講ずる。(関係部局)

(6)－2－2 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市民生活および市民経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜

しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(産業部)

- ② 生活関連物資の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民から相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。(関係部局)
- ③ 生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(関係部局)

(6) -2-3 要援護者への生活支援

- ① 在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供）、搬送、死亡時の対応等を行う。(福祉保健部)
- ② 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国および県と連携し、在宅で療養する患者等への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。(福祉保健部)

(6) -2-4 埋葬、火葬の特例等

- ① 可能な限り、火葬炉を稼働させるように努める。(市民環境部)
- ② 死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設を直ちに確保する。(総務部・福祉保健部・市民環境部)

小康期

状態	○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○ 大流行は一旦終息している状態。
目的	○ 市民生活および市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方	① 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ② 第一波の終息および第二波の発生の可能性やそれに備える必要性について、市民に情報提供する。 ③ 情報収集の継続により、第二波の発生を早期探知に努める。 ④ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)－1 実施体制

県本部長が小康期に入ったことを宣言したことを受け、国の対処方針および市行動計画等に基づき対策を協議、実施する。(総務部・全部局)

(1)－2 緊急事態解除宣言

国が県域における緊急事態解除宣言を行った場合は、市は、県の対処方針に基づき、対策を縮小・中止する。(総務部・全部局)

(1)－3 対策の評価・見直し

市対策本部は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じて行動計画等の見直しを行う。(総務部・全部局)

(1)－4 市対策本部の廃止

市は、緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに市対策本部を廃止する。(総務部)

(2) 情報収集

(2) 情報収集

- ① 引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。(総務部・福祉保健部・関係部局)
- ② 再流行を早期に探知するため、市は、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。(総務部・福祉保健部・教育委員会・関係部局)

(3) 情報提供・共有

(3)－1 情報提供

- ① 引き続き市は、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波の発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。(総務部・福祉保健部・企画振興部・関係部局)
- ② 市は、市民から相談窓口寄せられた問い合わせ、県や関係機関から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。(総務部・福祉保健部・関係部局)

(3)－2 情報共有

市は、県、関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波の流行に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。(総務部・福祉保健部)

(3)－3 相談窓口等の縮小

市は、状況を見ながら国、県からの要請で、相談窓口等の体制を縮小する。(総務部・福祉保健部)

(4) 予防・まん延防止

(4)－1 予防接種

市は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく、新臨時接種を進める。
県は、これに協力する。(福祉保健部・関係部局)

(4)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、必要に応じ、市は、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する臨時予防接種を進める。県は、これに協力する。(福祉保健部・関係部局)

(5) 医療

県が実施する次の対策について、県と連携して情報を収集し、国、県等からの要請に応じ、その取組に適宜協力する。(福祉保健部)

(5)－1 医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。

(5)－2 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、国の作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療方針について、医療機関等に周知する。
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。

(5)－3 緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、必要に応じ、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(6) 市民生活および市民経済の安定の確保

(6)－1 市民、事業者の対応等

市民に対し必要に応じ、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう要請する。(関係部局)

(6)－2 緊急事態宣言がされている場合の措置

国や県と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。(総務部・福祉保健部・関係部局)

6 市内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

※ これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

(1) 実施体制

- ① 市は、市内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、速やかに情報の集約・共有・分析を行い、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策会議を開催し、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。(総務部・福祉保健部・産業部)
- ② 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、必要に応じ、関係部局において、情報の集約・共有・分析を行い、状況等に応じ、県の実施する水際対策等の感染対策に協力する。(総務部・福祉保健部・産業部)

(2) 情報収集

市は、鳥インフルエンザに関する市内外の情報を収集する。(総務部・福祉保健部・産業部)

(3) 情報提供・共有

- ① 市は、市内で家きん等に高病原性鳥インフルエンザウイルスが発生した場合や鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合、県と連携し、発生状況および対策について、市民に積極的な情報提供を行う。(総務部・福祉保健部・産業部)
- ② 市は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、海外における発生状況、関係省庁における対応状況等について、県から情報提供を受けたときは、市民に積極的な情報提供を行う。(総務部・福祉保健部・産業部)

(4) 予防・まん延防止

市は、県が行う次の対策に協力する。

(4) 人への鳥インフルエンザの感染対策

(4)-1 水際対策

県は、検疫所から、検疫法(昭和26年法律第201号)に基づく知事への健康監視の通知等があった場合には、これに協力する。(総務部・福祉保健部・産業部)

(4)－2 市内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応

- ① 県は、必要に応じて、疫学、臨床等の専門チームの派遣を要請する。
- ② 県は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導）、死亡例が出た場合の対応（感染防止の徹底等）等を実施する。

(4)－3 家きん等への防疫対策

- ① 県は、鳥インフルエンザウイルスの人への感染を防止する観点等から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、市内の農場段階での衛生管理等を徹底する。
- ② 市内の家きんに高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、以下の対策を実施する。
 - ・ 県は、国との連携を密にし、家畜伝染病予防法、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病予防指針および滋賀県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応実務マニュアルに基づき、具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。
 - ・ 殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要がある、県による対応が困難である等、やむを得ないと認められる場合には、国の支援を要請する。
 - ・ 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動を行う。

(5) 医療

(5)－1 県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合

- ① 県は、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行う。
- ② 県は、必要に応じ、患者の検体について衛生科学センターでH5亜型およびH7亜型の検査を行い、検出された場合は、さらに国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。

(5)－2 海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなどWHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合

- ① 県は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、情報提供するよう医療機関等に周知する。
- ② 県は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

用語解説

○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いからA型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを起こすのはA型のみであり、さらにA型は、ウイルスの表面にある2つのタンパク質（赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA））の抗原性の違いにより亜型に分類される。（A/H1N1、A/H3N2は、これらの亜型を指している。）

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼育されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

※指定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者または一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第二種感染症指定医療機関：二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当される医療機関として都道府県知事が指定した病院もしくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）または薬局。

○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床である。

○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国した者または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルスの薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○個人防護具(PPE:Personal Protective Equipment)

エアロゾル、飛沫等の曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち、厚生労働省令で定めるものまたは二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の疑似症のうち、厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院または診療所として、都道府県知事が指定したものの。

○死亡率

ここでは、人口 10 万人当たりの流行期間中に新型インフルエンザ等に患って死亡した者の数。

○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気または酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

○新型インフルエンザ（A/H1N1）／インフルエンザ（H1N1）2009

平成 21 年 4 月にメキシコで確認され世界的大流行となった H1N1 亜型ウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（A/H1N1）」との名称が用いられたが、平成 23 年 3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1/N1）2009」としている。

○新感染症

感染症法第6条第9項において、人から人へ伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○積極的疫学調査

患者、その家族およびその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問または必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況および動向、その原因を明らかにすること、感染症法第15条に基づく調査をいう。

○致命率(Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹した者のうち、死亡した者の割合。

○トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を越えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度または長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由がある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。）

○発病率(Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹した者の割合。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザまたはこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ対策においては、人がウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には、病原体が宿主（人等）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能等を総合した表現。

○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。（現在、国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造。）

○PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

彦根市新型インフルエンザ等対策会議設置要綱

(設置)

第1条 彦根市における新型インフルエンザ等の集団発生防止および二次感染防止に係る緊急対策の実施について協議し決定するため、彦根市新型インフルエンザ等対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型インフルエンザ等の集団発生および二次感染防止についての緊急対策の決定に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等に関する情報の収集に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 新型インフルエンザ等の予防啓発に関すること。

(組織)

第3条 対策会議は、市長および別表に掲げる者をもって構成する。

2 対策会議の委員長は、市長をもって充てる。

(会議)

第4条 対策会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、所掌事務を総括する。

(事務局)

第5条 対策会議の事務を処理するため、総務部危機管理室に事務局を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	教育長	危機管理監
企画振興部長	総務部長	市民環境部長
福祉保健部長	産業部長	都市建設部長
上下水道部長	会計管理者	教育部長
文化財部長	消防長	市立病院長
議会事務局長	市立病院事務局長	

彦根市新型インフルエンザ等対策本部設置要綱

(設置基準)

第 1 条 国内で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部および県対策本部が設置され、政府対策本部が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を公示した場合は、速やかに彦根市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等対策行動の実施に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等情報の収集および伝達に関すること。
- (3) 職員の配備に関すること。
- (4) 関係機関に対する応援の要請および応援に関すること。
- (5) 県の対策本部との連携に関すること。
- (6) 他市町との連携に関すること。
- (7) その他新型インフルエンザ等対策行動に関する重要な事項の決定に関すること。

(組織等)

第 3 条 対策本部の組織は、次の表のとおりとする。

本部長	市長		
副本部長	副市長		
本部員	教育長	危機管理監	企画振興部長
	総務部長	市民環境部長	福祉保健部長
	産業部長	都市建設部長	上下水道部長
	会計管理者	教育部長	文化財部長
	消防長	市立病院長	議会事務局長
	市立病院事務局長		
	その他本部長が指名する市職員		

- 2 本部長は、必要に応じて対策本部の構成員による本部会議を招集し、具体的な方針等の周知徹底を図る。
- 3 対策本部は、彦根市役所中央町仮庁舎 4 階災害対策本部室に開設し、その運営については、彦根市災害対策本部に準ずるものとする。ただし、感染拡大状況に応じては、他の施設を選定するなど、柔軟に対応するものとする。

(事務局)

第 4 条 対策本部の事務を処理するため、総務部危機管理室に事務局を置く。

(対策本部における各部局等の業務)

第 5 条 新型インフルエンザ等に関する各種対策業務については、課および室（以下「課等」という。）を単位として対応するものの、当該課等で対応しきれない場合は、当該課等が属する部の他の課等が

主体的に協力する体制を確立すること。

2 各部局等の共通業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 新型インフルエンザ等の市内の感染状況調査および情報収集に関すること。
- (2) 新型インフルエンザ等の流行に伴い、縮小が可能な業務、停止が可能な業務、新たに生じる業務等について検討し、業務の継続に努めること。
- (3) 新型インフルエンザ等対策における本部長の特命事項に関すること。

3 各部課等は、必要に応じて業務の詳細行動を定めた行動マニュアルを作成するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、対策本部において決定する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。